

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 令和5年3月7日(火) 午後4時5分
2. 場 所 第3委員会室
3. 出席委員 中平委員長・上田副委員長・林委員・吉津委員・綾城委員
江原委員・田中委員・ひさなが委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 岡田局長・白井主査
8. 協議事項
3月定例会本会議(2月28日)から付託された事件(議案13件)
9. 傍聴者 1名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後4時5分 閉会 午後5時35分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和5年3月7日

総務民生常任委員長

中 平 裕 二

記 録 調 製 者

白 井 陽 子

中平委員長 本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、3 月 2 日に引き続き、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、はじめに、議案第 9 号「令和 5 年度 長門市国民健康保険事業特別会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

井関市民生活部長 「令和 5 年度 国民健康保険事業特別会計」につきましては、予算書 247 ページから、また、予算説明資料では 32 ページ、33 ページにお示ししているとおりであり、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 予算書 250 ページから 251 ページ、第 1 款「国民健康保険料」第 1 項「国民健康保険料」第 1 目「一般被保険者国民健康保険料」に関してお尋ねします。国民健康保険事業は平成 30 年度に制度改革が行われて財政運営の責任主体が県に移行したことによって、県全体の医療費すなわち保険給付費などの見込み費用に対して、各市町の被保険者数、世帯数、所得金額のシェアで按分したものが県へ納める国保事業費納付金となっております。県に納付する国保事業費納付金を基に算出される標準保険料率を参考に各市町が保険料率を決めるようになっておりますけれども、本市の令和 5 年度の保険料率はどうなっているのかお尋ねします。

和田総合窓口課長 本市の令和 5 年度の保険料率はどうなっているかというご質問にお答えいたします。令和 5 年度の保険料率につきましては、令和 4 年度の被保険者数賦課額を基に、現行の保険料率で賦課額を算出しまして、過去 3 年分の収納率を乗じることにより保険料率を算出することにしております。現行の本市保険料率を令和 5 年度標準保険料率と比較いたしますと、所得割は 0.84% 高く、均等割が 1 万 879 円、そして平等割が 4,555 円高いという状況になっておりまして、1 人当たりの保険料見込み額が現行水準から見込んでおります本市新年度予算では、9 万 3,064 円。標準保険料においては 9 万 4,455 円となり、本市保険料が 1,391 円低くなるものと想定しております。なお、1 人当たり

の保険料見込み額 9 万 3,064 円は令和 4 年度の 1 人当たりの保険料 9 万 5,205 円と比較いたしまして、2,141 円の減となるものと見込んでおります。

林委員 今のご答弁は標準保険料との比較で言うと本市の保険料が 2,141 円低くなるものと見込んでいるというようなご説明でしたけれども、誤解があってはいけませんので申し上げておきます。確認したいと思うんですけども、これは県が示した標準保険料率と本市の保険料率の比較数値であって、令和 5 年度において本市の国保加入者の保険料の軽減を意味するものではない。これに間違いありませんか。

和田総合窓口課長 先ほど 1 人当たりの保険料見込み額の前年度との比較につきまして答弁させていただきましたが、この 1 人当たりの保険料は現行の保険料率から賦課額を算出いたしまして、単純に被保険者数で除したものの比較でございます。被保険者一律に負担が小さくなるものではございません。林委員お見込みの通りでございます。

林委員 令和 5 年度の保険料の算定に当たって、一般被保険者見込み世帯数は 4,960 世帯、被保険者見込み数は 7,241 人というふうになっております。1 世帯当たりの平均所得及び 1 世帯並びに 1 人当たりの平均保険料、また所得に占める保険料の負担率というのを確認したいと思います。

大田総合窓口課長補佐 令和 5 年度の保険料算出に用いました国民健康保険加入世帯の平均所得については 77 万 9,494 円。1 世帯当たりの平均保険料については 13 万 5,837 円、1 人当たりの平均保険料については 9 万 3,064 円、所得に占める保険料負担率は 17.43%でございます。なお、これらの数値につきましては、令和 4 年 12 月時点の賦課台帳を基に算出したものでございます。

林委員 今、所得に占める保険料負担率が 17.43%ということであります。これは他の医療保険と比べて国保の保険料の負担率、所得に占める保険料負担率というのはどのように認識されているのでしょうか、お尋ねいたします。

和田総合窓口課長 国民健康保険は加入者の年齢構成が高いことから所得水準は低く、医療費が多くかかる傾向にあります。その他の被用者保険などは、加入者の平均年齢も若く、事業主と被保険者が折半で保険料を負担していることなどもありますので、一般的には保険料負担率は国民健康保険のほうが高くなるものと認識しております。

林委員 全国知事会などは、加入者の所得が低い国民健康保険が、今おっしゃったように他の医療保険よりも保険料が高く、負担が限界になっているんだと。被保険者の負担が。そのことを国保の構造問題だというふうに表現しておるんですけど、このことに対するご認識をお尋ねいたします。

和田総合窓口課長 国保の構造問題に対する認識につきまして答弁いたします。国民健康保険の構造的な問題といたしまして、年齢構成が高いことから多くの

医療費が必要なこと、所得水準が低く保険料負担が大きいこと、小規模自治体では財政基盤が弱く、保険料に市町村格差があるなど、財政運営が不安定なことなどが長年の課題として挙げられております。こうした課題の解決のために、平成30年度からは財政運営に県が参加し、広域化することで安定した保険運営を行うことや、国による財政支援の拡充が行われているところであり、構造的な課題の解決に向けた制度改革が進められている最中であるものと認識しています。

林委員 私は課長と若干認識を異にしているんですが。最後に保険料の算定にあたって、予定収納率というのをどの程度見込まれて予算立てをしているのか。この保険料の算定において医療費の動向というのは当然反映されていると思うんですが、その辺りについてお尋ねいたします。

村上総合窓口課主幹 国民健康保険料の現年分の予定収納率につきましては、過去3か年の平均で算定をしております。令和5年度につきましては97.5%としております。また、医療費の動向につきましては、一人当たり医療費が年々増加傾向にあり、高齢化及び医療の高度化を要因といたしまして、一人当たり医療費の増加は今後も続く見込みが予測されておりますことから、今後の保険料の算定においても注視してまいりたいと思います。

ひさなが委員 予算書252ページ、253ページ、第5款「県支出金」、第1項「県補助金」、第1目「保険給付費等交付金」について、令和4年度の当初予算と比較して増額となっている理由をお伺いいたします。

大田総合窓口課長補佐 保険給付費等交付金につきましては、保険給付に必要な費用の全額を県が市町に交付する普通交付金と、市町の事情や取り組みに応じて交付する特別交付金がございます。普通交付金においては、被保険者は減少となりますが、高齢化や医療の高度化によりまして、療養給付費と高額療養費を増額したことに伴い1億5,908万1,000円を増額いたしまして39億2,073万2,000円を計上しております。一方、特別交付金においては、主に結核性疾患及び精神病に係る医療費が多額の場合に支給される分が減額したことによりまして1,729万7,000円を減額いたしまして5,923万8,000円を計上しております。

ひさなが委員 予算書266ページ、267ページ、第2款「保険給付費」、第6項「傷病手当諸費」、第1目「傷病手当金」、説明コード900「傷病手当金」、80万円について、当初予算に計上された背景をお伺いいたします。

大田総合窓口課長補佐 傷病手当金につきましては、感染の療養のために労務に服することができない場合の支給対象期間が令和5年2月10日付けの厚生労働省事務連絡により令和5年5月7日まで延長しております。令和3年度に支給実績がなかったことから、令和4年度当初予算におきましては、予算計上をしておりませんでした。6月補正及び12月補正に合わせて17人分80万円

を計上しております。令和 5 年度におきましては遡及申請も想定して、当初から予算計上しております。

ひさなが委員 ではこの 80 万円の金額の積算根拠をお伺いいたします。

大田総合窓口課長補佐 傷病手当金の積算根拠につきましては、新型コロナウイルス感染症の療養のため、労務に服することができない期間が 1 年 6 か月を経過するまでの間、感染の療養のために労務に服することができない期間となっていることから、令和 4 年度と同額の 80 万円を予算計上しております。

ひさなが委員 予算書 268 ページ、269 ページ、説明資料 33 ページですが、第 5 款「保健事業費」、第 1 項「特定健康診査等事業費」、第 1 目「特定健康診査等事業費」、「健診スマート化事業」158 万 2,000 円について実際にいつから Web 予約が可能になるのかお伺いいたします。

村上総合窓口課主幹 健診 Web 予約システムは、特定健診などの集団検診における活用を予定しております。この集団検診は例年 6 月からはじまりますが、その当初から Web 予約が可能となりますよう早めの導入を予定しております。

ひさなが委員 予約の曜日や時間帯等はどうなる予定でしょうか、お伺いいたします。

村上総合窓口課主幹 現在、集団検診の予約につきましては市役所の業務時間内に電話及び来庁にて承っております。健診 Web 予約システムが導入されれば、市役所の業務時間内のみならず 24 時間いつでも予約が可能となるところです。なお、今年度行いました実証事業におきましても、予約者のうち 8 割の方が市役所の業務時間外での予約をされております。

ひさなが委員 説明資料のほうでは特定保健指導の利用者勧奨事業というものの記載がありますがけれども、こちらの詳細と、またこれは今後ずっと続けていくのか等の見通しがあればお伺いいたします。

村上総合窓口課主幹 特定保健指導の利用者勧奨事業につきましては、特定健康診査の結果により特定保健指導の対象になった方に対して、健診結果を基にした将来の疾病発症リスクを予測するレポートを送付したり、結果説明会などでタブレットを使った健康シミュレーションを実施することで、健康意識の醸成を促し、特定保健指導の利用率の向上につなげていくことを目的としています。現在、特定保健指導の利用率が伸び悩んでいることが課題でございますが、疾病発症リスクの予測といったデジタル技術を活用してアプローチしていくことで課題の解決に結び付けたいと思いますし、令和 5 年度につきましては実証事業として位置づけ、事業効果を検証していきたいと考えております。この事業効果が見込めれば、令和 6 年度以降についても継続をしていければと考えております。

吉津委員 事業普及への取り組みと、効果についてお聞きしたいと思います。

村上総合窓口課主幹 少し先ほどの答弁と重なりますが、この健診スマート化事業につきましては、健診 Web 予約システムの導入と特定保健指導の利用者勧奨、2つの内容としております。事業効果ですけれども、現在、電話もしくは来庁という形で市役所の業務時間内に予約を受けておりますが、健診開始時期には予約の電話が混むなどお待たせすることもありますし、働いている若い世代の被保険者の方につきましては、市役所の業務時間中に電話をすることが難しい場合もございます。そういった状況を解決するために24時間いつでも簡単に予約ができる仕組みを導入することで、若い世代も受診しやすい環境を整え、特定健診など各種健診の受診率の向上を図ることが事業効果として見込んでおるところでございます。その普及の取り組みといたしましては、受診券を送付する際にQRコード付きのシステム利用に関する分かりやすいチラシを同封したり、ほっちゃテレビなど各種広報媒体で紹介するなど、周知を図ってまいりたいと考えております。先ほども答弁申し上げましたけれども、特定保健指導の利用者勧奨につきましても、将来の疾病発症リスクを判定するレポートを送付するなどして被保険者の健康意識の醸成を図り、特定保健指導の利用率の向上につなげていくことを事業効果として見込んでおります。

吉津委員 先ほど答弁にもあったんですけれども、今年度実証事業をされてると思うんですけれども、反応とかっていうのはどうだったんでしょうか、お尋ねいたします。

村上総合窓口課主幹 今年度におきまして、県が主催をいたしますシビックテックチャレンジYAMAGUCHI事業に採択をされまして、主に健診 Web 予約システムの実証事業を行っております。事業スケジュールの関係から年度後半の11月からの実証となりましたので、集団検診が3回分、約100名の予約枠を対象とした実証を行いました。この事業で Web 予約をした人数が20人、それから集団検診会場で Web 予約システムをモニター体験された方から91名のアンケートを得ております。まず Web 予約をした20人の内訳につきましては、40歳代が9人、50歳代が10人、70歳代が1人となっておりますが、特徴的な点といたしまして予約した20人のうち、はじめて特定健診を受診した方が8人、2回目の方が4人と、割合にして6割の方がこれまであまり健診を受けてこられなかった方が Web 予約システムを使って予約をされております。また、先ほども少し触れましたが、予約をした時間につきましても平日の市役所業務時間内に予約された方が4人と、そのほか16人の方は土日や市役所の業務時間外に予約されておりますので、当初目的としておりました24時間いつでも予約ができる形の結果が出ております。また、アンケートにおきましても「使いやすかった」、「やや使いやすかった」と答えたが81.3%、「もし導入されたら利用するか」との問いに対して「利用する」、「多分利用する」と答えた方が81.3%とシステ

ムの満足度も高い結果が出ております。こういったことから健診 Web 予約システムを導入した場合には、多くの方に利用をしていただけるものではないかと見込んでおるところでございます。

ひさなが委員 予算書 270 ページ、271 ページ、第 5 款「保健事業費」、第 2 項「保健事業費」、第 1 目「疾病予防費」、説明コード 900「疾病予防費」、621 万 1,000 円の消耗品費、印刷製本費について、令和 4 年度の当初予算と比較して増額している理由をお伺いいたします。

伊藤保険管理班主査 消耗品費については、国民健康保険証発送時に同封するジェネリック医薬品希望シールの購入に伴う増額となります。印刷製本費については、被保険者証更新時に配布する医療費適正化パンフレットの印刷に係る単価の増加によるものです。

ひさなが委員 次に、この中で説明資料にも載っていますが、短期人間ドック保健事業について、拡充内容とその背景についてお伺いいたします。

伊藤保険管理班主査 現在実施している長門市国民健康保険短期人間ドック等実施事業の検査項目は、身体測定・血液検査などの基本項目及びがん検診のみでございます。死亡率の上位であり要介護者の有病者率の高い脳疾患に関する検査については、近年、被保険者からの要望が多く、他市の実績も多いことから、脳ドック検査を追加することにより、被保険者の病気の早期発見、早期治療に寄与するものと考えております。

ひさなが委員 この財源内訳について、国県支出金と一般財源の負担割合とがあればお伺いいたします。

伊藤保険管理班主査 国県支出金については、検査費用総額の 10 分の 7 に相当する額を基準額とし、その額の 2 分の 1 の額が交付金対象となり、割合に直しますと 35%となります。一般財源については検査費用から自己負担額の 15%を引いた 85%のうち、交付金対象額を引いた 50%となります。

吉津委員 事業費の 119 万 2,000 円の積算根拠についてお尋ねいたします。

伊藤保険管理班主査 短期人間ドック保健事業については、脳ドック検査料 2 万 8,050 円から自己負担金額 4,210 円を差引いた保険者負担額が 2 万 3,840 円となり、保険者負担額に定員の 50 名分を乗じて算出をしております。

吉津委員 脳ドック検査の事業普及への取り組みについてお尋ねいたします。

伊藤保険管理班主査 事業普及の取り組みについては、各世帯へ配布しております市広報及び健幸ガイドへの掲載や、国民健康保険料の当初納付書発送時に同封物として人間ドックの案内チラシを同封することなどにより周知を図ってまいります。

綾城委員 国民健康保険の短期人間ドック、これ対象者は何歳から何歳までの方なんですか。

伊藤保険管理班主査 短期人間ドックは30歳から39歳までの方と4月2日以降に国保に加入した40歳以上の方、脳ドックは30歳以上で75歳になられるまでの間であれば受診していただくことができます。

中平委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第9号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 それではただいま議題となっております議案第9号「令和5年度長門市国民健康保険事業特別会計予算」について、反対の立場から簡潔に意見を申し上げます。いま、コロナ禍に加え、原材料価格の高騰や原油高、円安を背景に物価が高騰し、家計を直撃しております。国民健康保険は、加入者の年齢構成が高く、所得水準も低いため、他の医療保険と比べて保険料負担が重くなっております。全国知事会、全国市長会などは、加入者の所得が低い国保が他の医療保険よりも保険料が高く、負担が限界になっていることを「国保の構造問題」だとし、これを解決するためには、公費の投入・国庫負担を増やし、保険料を引き下げることが、国に要望し続けております。全国的には、所得がなく、保険料を滞納した人が保険証を取りあげられたり、なけなしの預貯金や家財道具を差し押さえられたりする事態が広がり、大きな社会問題になっております。失業や病気、事業の不振などで保険料が払えなくなった加入者に行政が追い打ちをかけ、さらなる貧困に叩き落とすようなことがあってはなりません。市としても、国庫負担の大幅増額を国に求めるとともに、一般会計から法定外の繰り入れを行い、保険料の軽減に踏み切るべきであります。また、医療費の合理的な節減に向けて、保健事業や健康づくり事業の一層の充実を図るよう求めるものであります。そのことを申し上げまして、議案第9号に対する意見といたします。なお、関連する議案第12号についても、物価高騰や年金が削減される中で、75歳以上の高齢者を他の医療保険から切り離し、重い保険料負担を課すことは認められないということをおし添えておきます。

中平委員長 ほかにご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第12号「令和5年度長門市後期高齢者医療事業特別会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

井関市民生活部長 「令和5年度 後期高齢者医療事業特別会計」につきましては、予算書では327ページから、また、予算説明資料では36ページにお示ししているとおりで、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 予算書 330 ページ、331 ページ、第 1 款「後期高齢者医療保険料」第 1 項「後期高齢者医療保険料」第 2 目「普通徴収保険料」、滞納繰越分 67 万 7,000 円について、令和 4 年度の当初予算と比較して微増となっております。これは令和 4 年度当初予算に計上されていたものに何か加算されたものなのでしょうか、お伺いいたします。

大田総合窓口課長補佐 後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収保険料及び普通徴収保険料の現年分、滞納繰越分において広域連合から通知された金額、見込額を計上しております。滞納繰越分においては、令和 4 年度分の収納見込額が少なくなることにより、令和 5 年度の滞納繰越分が増額されたものと推定しております。

吉津委員 令和 5 年度の保険料算定においては、被保険者数見込み数 7,743 人、保険料見込みは年金から天引きされる特別徴収分 3 億 5,976 万 8,000 円、普通徴収分は 1 億 5,390 万 3,000 円となっておりますが、前年度に比べてともに減額計上となっております。この要因及び山口県後期高齢者医療広域連合の被保険者数、1 人当たり保険料賦課額はどうなっているのかをお尋ねします。

大田総合窓口課長補佐 保険料の減額理由につきましては、団塊の世代が後期高齢者になり、後期高齢者医療制度の被保険者数は増加しておりますが、令和 4 年度当初予算につきましては、令和 2 年度、3 年度の仮の保険料率で算定しております。令和 4 年度、5 年度の保険料率が均等割額及び所得割額がともに下がったことによりまして、後期高齢者医療保険料の見込みが減ったものと推定しております。また、被保険者 1 人当たりの保険料賦課額につきましては、山口県後期高齢者医療広域連合からの資料によりまして 7 万 5,029 円となっております。

吉津委員 病院などを受診した際の窓口で支払う自己負担額について、令和 5 年度の 1 割から 3 割負担のそれぞれの対象見込み者数はどうなっているのかお尋ねいたします。

大田総合窓口課長補佐 令和 5 年 1 月末時点とはなりますが、後期高齢者医療における被保険者の数は 7,762 人で、そのうち窓口負担割合 3 割負担の対象者は 232 人、令和 4 年 10 月よりはじまった 2 割負担の対象者の数は 1,179 人、1 割負担の対象者は 6,351 人となります。

吉津委員 低所得者の保険料を軽減する措置があると思いますが、令和 5 年度も同様の措置がとられるのか、お尋ねします。

大田総合窓口課長補佐 軽減措置につきましては、世帯の所得状況に応じて均等割額の軽減が行われます。軽減内容につきましては、被保険者と世帯主の所得

の合計で判定いたしまして、7割、5割、2割の軽減が行われます。5割軽減と2割軽減につきましては、令和5年度より保険料の減額対象となる所得基準が引き上げられます。

吉津委員 保険料の滞納者には、制度として資格証明書の交付はできるようになっておりますが、県広域連合としては交付をしておりませんがその理由についてお尋ねいたします。

大石総合窓口課長補佐 資格証明書の交付につきましては、平成21年10月26日に厚生労働省より「後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について」が通知され、被保険者が特別な事情がなく、保険料を滞納している場合、納付相談等の交渉機会を確保するため、資格証明書を交付する仕組みを設けておりますが、運用については、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれないよう、原則として交付しないこととすることを基本的な方針としています。県広域連合においても、保険料の納付について十分な収入等があるにもかかわらず、保険料を納付しない悪質な場合であって、資格証明書を交付しても必要な医療を受ける機会が損なわれないと認められるときに限り、資格証明書が交付されることとなるよう、厳格な運用が徹底されております。

ひさなが委員 予算書332ページ、333ページ、第4款「諸収入」の雑入について、令和4年度は収入が見込まれていましたが、令和5年度は0になっている理由についてお伺いいたします。

大田総合窓口課長補佐 令和4年度につきましては所得に応じて医療費の窓口負担が2割となる制度が追加されましたことから、被保険者証を2回発行いたしまして、追加の郵便料金1回分を広域連合より補てんされることから、雑入を計上したものでございまして、令和5年度については特段の事情がないことから、雑入を計上しておりません。

中平委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第12号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第12号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第25号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

井関市民生活部長 議案第25号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきましては、議案参考資料11ページにお示しをしておりますが、これは国の子育て支援策の拡充により、被保険者に対する出産育児一時金を引き上

げるものでございます。併せまして、国民健康保険料の賦課限度額と減額の対象となる所得の判定基準を引き上げるものでございます。以上で補足説明を終わります。

中平委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

ひさなが委員 出産育児一時金の支給対象者の見込み数をお尋ねいたします。

和田総合窓口課長 令和 4 年度出産育児一時金につきまして、実績のほうをまずは報告させていただきますが、2 月末現在になります。5 人分 208 万 5,224 円を支出しております。令和 5 年度予算におきましてですが、出産育児一時金受給見込みを引き続き 20 件と想定いたしまして、1 件当たり 8 万円分、160 万円を増額して予算計上しております。

吉津委員 国民健康保険料の賦課限度額の引き上げによる影響額及び見込まれる対象者数をお尋ねいたします。

大田総合窓口課長補佐 令和 4 年度の世帯数、被保険者数を基に試算したものでございますが、現在限度額に該当される方は 63 世帯 155 人となります。そのうち、賦課限度額が後期高齢者支援金分で 22 万円の分をカウントいたしますと影響する世帯は 52 世帯 129 人となります。影響額といたしましては、この世帯が令和 5 年度も同じ所得だと仮定いたしますと 52 世帯掛ける 2 万円の増になった部分で、104 万円が国民健康保険料として増額されると推定されます。なお、国民健康保険料の賦課限度額の引き上げにつきましては、6 月の令和 5 年度保険料当初賦課に反映させることとしております。

吉津委員 国民健康保険料の減額の対象となる所得基準の引き上げによる影響額及び見込まれる対象者数についてお尋ねいたします。

大田総合窓口課長補佐 令和 4 年度の世帯数、被保険者数を基に試算したものでございますが、現在 2 割軽減に該当される方は 679 世帯 1,116 人、5 割軽減に該当される方は 910 世帯 1,468 人となります。軽減判定所得基準を引き上げますと、2 割軽減に該当される方は 685 世帯 1,131 人、5 割軽減に該当される方は 936 世帯 1,506 人となります。影響額といたしましては、保険料 121 万 2,000 円がさらに軽減されることとなります。なお、こちらの国民健康保険料の減額の対象となる所得基準の引き上げにつきましても、6 月の令和 5 年度保険料当初賦課に反映させることとしております。

中平委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 25 号の全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 25 号について、原

案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 16 : 49 —

— 再開 16 : 51 —

中平委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 20 号「長門市使用料徴収条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

井関市民生活部長 議案第 20 号「長門市使用料徴収条例の一部を改正する条例」につきましては、議案参考資料 5 ページにお示しのとおりであり、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 20 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 20 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 20 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 16 : 53 —

— 再開 16 : 54 —

中平委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 11 号「令和 5 年度長門市介護保険事業特別会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 「令和 5 年度介護保険事業特別会計」につきましては、予算書では 291 ページから、また、予算説明資料では 35 ページにお示ししているとおりで、特に、補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田中委員 予算書 294、295 ページ、第 1 款「保険料」、第 1 項「介護保険料」、第 1 目「第 1 号被保険者保険料」に関して、令和 5 年度予算における介護保険料及び利用料の減免対象者の見込み者数と減免基準をお伺いいたします。

入野高齢福祉課長 令和 5 年度予算における介護保険料については、令和 4 年 10 月 1 日時点の所得段階構成比率を基に、令和 5 年度の所得段階別人数を推計した後、低所得者、保険料軽減対象分と普通徴収の収納率を加味して算出しており、減免については見込んでおりません。保険料の減免基準については長門市介護保険条例等で規定する災害、失業等を理由とする減免及び介護保険法に規定する施設収監者に対する減免があります。

中平委員長 利用料の減免についてお答えを。

入野高齢福祉課長 利用料についても同じ、介護保険条例等で規定する災害、失業等を理由とする減免があります。

林委員 今の保険料とか利用料の話なんですけど、現在一般会計のところでも委員のほうからもありましたけど、物価高騰等もあって、介護保険料や利用料の負担についてのご見解というのをお尋ねしたいと思います。

入野高齢福祉課長 物価高騰等により様々な場面で利用者の負担が多くなってきているとは思っております。該当要件等がいろいろございますけれども、現行の減免制度を活用いただくことで負担軽減につながると考えております。

林委員 令和 4 年度 2 月末現在、介護保険料の滞納者及び滞納額について確認をさせていただきます。それとこの滞納が解消できない場合はどういった被保険者にペナルティが課せられるのか、お尋ねします。

河村高齢福祉課長補佐 2 月末現在の滞納者は現年度分が 106 人で 162 万 310 円。過年度分が 69 人で 517 万 599 円となっております。介護保険料に滞納がある場合は、介護保険サービスを利用される際に、保険給付の一時差し止め、支払方法を償還払いに変更、給付制限として給付額減額の措置を行うこととなります。一時差し止めは保険給付を一時的に止めることで滞納保険料の納付を促します。償還払いは保険給付部分も含めた利用料の 10 割を一旦利用者が負担し、後日、利用者からの請求により保険給付部分を支給します。給付額減額は本来の自己負担割合に応じて 9 割から 7 割を保険給付するところを 7 割、または 6 割に給付額を減額します。この減額措置は徴収権が消滅し、納付ができない保険料がある場合に適用されます。

田中委員 予算書 304、305 ページ、第 2 款「保険給付費」、第 1 項「サービス等諸費」、第 1 目「介護サービス給付費」は前年度比で減額となっておりますがその理由を伺います。

杉村高齢福祉課長補佐 保険給付費の予算編成にあたっては、前年度の実績や予算編成時点における実績見込み等により、給付費をサービスごとに算定しております。サービスごとに令和 4 年度当初予算額と比較したところ、増額が見込まれるサービスがある一方で、特に訪問介護、通所介護について減額が見込まれることから、介護サービス給付費全体では減額となっております。

田中委員 同ページの同款、同項、施設介護サービス給付費は前年比で増額となっておりますがその理由を伺います。

杉村高齢福祉課長補佐 施設介護サービス給付費につきましても、介護サービス給付費同様に給付費を算定したところ、介護療養型医療施設を除くその他の施設サービスにおいて令和 4 年度予算を上回ることが見込まれるため増額となっております。

田中委員 予算書 304 から 307 ページになるんですが、第 2 款「保険給付費」、第 1 項「サービス等諸費」及び第 2 項「介護予防サービス等諸費」に関してです。介護サービスを受けるには、原則 1 割の自己負担が必要ですが、前年度の所得に応じて自己負担率が 2 割あるいは 3 割になる令和 5 年度予算における対象見込み者数をお伺いします。

河村高齢福祉課長補佐 令和 5 年度予算編成においては、具体的な人数は見込んでおりませんが、令和 4 年 8 月の負担割合証更新時の人数は 1 割負担が 2,677 人、2 割負担が 85 人、3 割負担が 42 人となっており、この割合を基に令和 5 年度認定者数の見込み人数 2,764 人を按分しますと、1 割負担が 2,639 人、2 割負担が 84 人、3 割負担が 41 人となります。

田中委員 同じくなんですが、第 2 款「保険給付費」、第 2 項「介護予防サービス等諸費」に関して、令和 5 年度予算における要支援 1、2 の予防給付サービスが受けられる対象見込み者数と予防給付サービスの内容を伺います。

河村高齢福祉課長補佐 令和 5 年度予算編成においては、実績額を基に予算額を算出しておりますので、具体的な人数は見込んでおりませんが、令和 4 年 12 月審査分における、介護予防サービスの受給者数は 277 人となっております。介護予防サービスの内容につきましては、訪問看護や通所リハビリテーション、福祉用具貸与や住宅改修などの居宅サービスのほか、認知症対応型共同生活介護や認知症対応型通所介護などの地域密着型サービスがあります。

田中委員 要支援者のほかに、基本チェックリストによる事業対象者数があると思いますが、どうなっているかお伺いいたします。

吉田地域包括ケア推進室長補佐 基本チェックリストによる審査で対象となる事業対象者の申請件数は令和 4 年度は、令和 5 年 1 月末までに 32 人となっており、訪問型サービスまたは通所型サービスのみの利用手続きが早期に対応でき、予防に資するサービス利用となるよう対応しているところです。なお、令和 5 年 1 月末の総合事業対象者数は 131 人となっております。

林委員 予算書の 304 ページから 305 ページ、第 2 款「保険給付費」、第 1 項「サービス等諸費」、第 3 目「施設介護サービス給付費」に関しては、一昨年 8 月から特別養護老人ホームなどの利用料というのが高くなっているように感じるんですけども、その理由についてお尋ねいたします。

入野高齢福祉課長 令和 3 年度におきまして、介護保険施設に入所または短期入所された際の食費と居住費を減額する負担限度額認定制度の認定要件が改正されております。制度改正により、預貯金等の資産の保有額の基準が引き下げられたことや、食費の負担限度額が引き上げられたため、利用者によっては 8 月の更新以降、利用料が高くなったと考えております。

田中委員 第 3 目「施設介護サービス給付費」に関して収入や資産が少ない家庭などを対象に、介護保険施設を利用する場合、食費と住居費に対する負担限度額認定制度がありますが、令和 4 年度 2 月末現在の実績、令和 5 年度における見込者数をお伺いいたします。

杉村高齢福祉課長補佐 負担限度額認定者数につきまして、2 月末現在は集計中のため、1 月末現在の実績となりますが、総認定者数は 450 人となっております。令和 5 年度における見込みにつきましては、新規申請による増加及び死亡等による減少を考慮しますと、1 月末現在の人数と大きな変化はないと見込んでおります。

田中委員 予算書 298、299 ページ、第 7 款「繰入金」、第 2 項「基金繰入金」、第 1 目「介護給付費準備基金繰入金」について令和 4 年度当初より 4,245 万 4,000 円減額されている理由をお伺いいたします。

河村高齢福祉課長補佐 介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費及び地域支援事業費に対する第 1 号保険料の負担割合の不足を補うために繰り入れるものとなっております。令和 5 年度当初予算におきましては、被保険者数の減少による第 1 号保険料収入の減少が見込まれるものの介護給付費及び地域支援事業費の支出が令和 4 年度当初予算と比較しまして減額しておりますことから、予算上、第 1 号保険料の負担割合の不足額が減少する見込みでありますので減額しております。

田中委員 同じく予算書 298、299 ページです。第 8 款「繰越金」、第 1 項「繰越金」、第 1 目「繰越金」について、令和 4 年度当初予算より 1,591 万 1,000 円増額された理由をお伺いいたします。

入野高齢福祉課長 繰越金については、令和 3 年度決算に基づく繰越額が前年度、令和 2 年度なんですけども、こちらを上回ったことにより、予算上繰越額が増額する見込みであるため令和 5 年度当初予算においては増額となっております。

林委員 予算書 310 ページから 311 ページ、第 3 款「基金積立金」、第 1 項「基金積立金」、第 1 目「介護給付費準備基金積立金」についてお尋ねいたします。この積立金について、令和 5 年度末の基金残高の見込額というのをお尋ねしたいと思います。

河村高齢福祉課長補佐 令和4年度末の基金残高見込額が4億1,335万3,721円で令和5年度当初予算におきまして、預金利息1,000円を計上しておりますことから、予算上は4億1,335万4,721円となりますが、実際には預金利息が40万円程度と令和4年度第1号保険料の不足または余剰金を精算した金額が令和5年度末の基金残高となります。

田中委員 今おっしゃいました残高ですが、これは適正なものなのかどうかお伺いいたします。

入野高齢福祉課長 基金残高の適正な水準については保険者である各自治体が決定することとされているものの、明確な基準がございません。そのため適正かどうかの判断は大変厳しいところがございますけれども、介護給付費の急激な上昇など不測の事態となっても現在の基金残高で安定した介護保険事業の運営が可能と認識しております。

田中委員 予算書314から317ページ、第5款「地域支援事業費」、第3項「包括的支援事業・任意事業費」、第1目「任意事業」、説明コード900「その他の事業」の配食サービスについて、現状の実績と令和5年度の事業内容、予算の算定根拠を伺います。

吉田地域包括ケア推進室長補佐 この配食サービスですけれども、食の自立支援事業と申しまして、事業者が栄養バランスに配慮した食事を調理し、利用者宅への訪問により、定期的に食事を提供するとともに、訪問の際、利用者の安否の確認を行い、健康状態及び生活状況等に異常があったときなどにおいては、関係機関に連絡を行うというものです。令和4年度の実績としまして、1月末現在で月平均1,113食となっております。令和5年度は令和3年度から令和4年度の利用者数の増加及び燃油・物価高騰、最低賃金の引き上げ等を考慮し、予算を計上しております。

田中委員 今答弁でもございました、燃油高騰等、人材不足等、令和5年度も大変厳しい状況が予測されますが、その対応をお伺いいたします。

入野高齢福祉課長 ただいま委員がおっしゃったとおり、燃油高騰、材料費高騰がございます。そういった点も含めて事業所等へアンケートを実施して、現状、どのような状況であるかという点を十分確認した上で、おっしゃるとおり燃油物価高騰、それから最低賃金の引き上げ等がありますので、そのあたりを考慮し、委託料単価を見直して令和5年度予算を計上しております。

中平委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第11号の全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 それでは、ただいま議題となっております議案第 11 号「令和 5 年度長門市介護保険事業特別会計予算」について、反対の立場から簡潔に意見を申し上げます。コロナ危機は、介護・医療・福祉など人間の命を守るケアの重要性を明らかにし、それを粗末に扱う政治がいかに有害であるかを浮き彫りにしております。社会保障予算の自然増を毎年、数値目標を決めて削減する国の政治のもとで、介護の分野では、これまで介護報酬の連続削減、1 割負担の利用料の 2 割・3 割への引き上げ、介護施設の食費・居住費の負担増、要支援 1・2 の訪問・通所介護の保険給付外し、要介護 1・2 の特別養護老人ホームからの締め出しなどが行われており、これでは介護の基盤が脆弱になるのは当然であります。介護保険は介護に必要な費用やサービスを提供する仕組みであり、高齢者の自立を支援し、介護する家族の負担を軽減することを目的としております。確かに介護する家族の精神的・肉体的な負担が軽減される側面はあるものの、現実問題として家族の介護のために仕事を辞める「介護離職」は年間 10 万人に上っており、介護をめぐる問題は、高齢者はもちろん現役世代にとっても重大な不安要因となっております。さらに、高齢者の貧困・孤立が進行する中、65 歳以上の「孤立死・孤独死」は年間 2 万人に上ると推計されており、介護を苦しめた殺人・心中などの痛ましい事件も各地で起こっております。一人ひとりの高齢者が必要とする介護を保障する制度とするためにも、国に対して公費負担の増額を求めるとともに、物価高騰等により、さまざまな場面で利用者の負担が多くなっているため、安心して介護が受けられるように、市としての独自支援を進めるべきだと考えるものであります。そのことを申し上げまして、議案第 11 号に対する意見といたします。

中平委員長 ほかに、ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 11 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 17:17 —

— 再開 17:18 —

中平委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 17 号「長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用 及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 議案第 17 号の条例改正につきましては、別添の議案参考資料 2 ページに改正の趣旨及び内容等をお示ししております、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか

ひさなが委員 なぜ外国人だけがこの条例改正の対象なのかお伺いいたします。

古林地域福祉課長 日本人の生活保護法に基づく事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において規定されているため、個人番号を利用することができますが、外国人につきましては、生活保護等に準じる事務、基づく事務ではなく、準じる事務となっていることから、番号法の適用対象外であり、外国人の個人番号を利用するためには、市が独自に条例で定める必要があるためでございます。

ひさなが委員 ではなぜこのタイミングでの改正なのか、お伺いいたします。

古林地域福祉課長 令和 5 年度中に生活保護受給者が医療機関を受診する際にマイナンバーカードを提示することにより、資格確認を行う医療扶助のオンライン資格確認が導入される予定であり、外国人についても日本人同様に取り扱う必要があるためでございます。

ひさなが委員 実際に長門市に生活保護を受給されている外国人の方は何人いらっしゃいますでしょうか。

西間保護班長 長門市内には 3 世帯 3 人、保護を受けていらっしゃる方がいらっしゃいます。

林委員 この一部改正条例、これの大元というか、根拠というか、これを調べましたら昭和 29 年、1954 年の 5 月 8 日に当時の厚生省と言っていましたけど、厚生省社会局長通知というのが発出されてるわけですね。それには、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、生活保護法第 1 条により、外国人は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取り扱いに準じて、先ほど課長が言ったように、準じて必要と認める保護を行うことというふうに通知がされています。それからもう 70 年近くずっとこれが生きてるわけ。ということはこの当分の間というのは、時間的概念はないんだなというふうに理解できます。それで、ここでいう外国人の定義についてお尋ねします。

西間保護班長 この措置を受けることができる外国人といたしましては、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住者、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等の在留資格を有する外国人となります。

林委員 昨年の 7 月に参議院選挙がございましたが、この永住外国人の参政権付与に反対するとか、外国人に対する生活保護を廃止するとかっていうのを掲

げた政党というのは参政党なんですね。これは余談ですけど。それでこの条例の改正によって事務手続きの変更点はどうなっているのかということをお尋ねいたします。

西間保護班長 医療扶助のオンラインでの資格確認ができるようになることで、福祉事務所や医療機関にとって効率的な事務運営が期待できます。具体的な内容といたしましては、個人ごと、月ごと、医療機関ごとに紙ベースで医療機関とのやりとりをしていた医療券の発送、発行が必要なくなるため、医療券の送付コストや事務量が軽減されることとなります。

中平委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 17 号の全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 17 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 17 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 17:25 —
— 再開 17:26 —

中平委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 21 号「長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 議案第 21 号の条例改正につきましては、別添の議案参考資料 6 ページから 7 ページに改正の趣旨及び内容等をお示ししており、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないようですので、今一度、議案第 21 号の全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 21 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 21 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 22 号「長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 議案第 22 号の条例改正につきましては、別添の議案参考資料 8 ページに改正の趣旨及び内容等をお示ししており、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 この議案第 22 号に関連しまして、市内児童クラブにおける対応について、今後どのように進められていくのかお伺いいたします。また、同じ児童福祉施設である市内の保育園や幼稚園における対応についてはどのようになっているのか、あわせてお伺いいたします。

山下子育て支援課長 この度の条例改正につきましては、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う改正を行うものでございまして、安全計画の策定、業務継続計画の策定、それから感染症の予防及びまん延防止のための訓練実施の規定等が新たに加えられたものでございます。今後、各児童クラブの現状を確認、また整理しながら安全計画や業務継続計画等を速やかに策定してまいりたいというふうに思っております。2 点目の保育園や幼稚園における対応についてでございます。まず、幼稚園、認定こども園につきましては、学校保健安全法に基づき安全計画の策定が義務づけられておりまして、既に策定済みとなっております状況でございます。次に、保育園につきましては、現在、安全計画が策定されておらず、危機管理マニュアルやその他の個別に作成したマニュアルにより対応しているところでございますけれども、今般の国の基準の改正によりまして、今後は児童クラブと同様に、安全計画等の策定を行うこととなります。まずは、既存のマニュアル類の見直しでありましたり、今実際に行っている対応についての整理を行いまして、各園の実情を考慮しながら計画の策定に取り組んでまいりたいと思っております。なお、保育園につきましては、山口県が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の適用を受ける施設となっておりますことから、市の条例改正はございません。県におきましては、令和 5 年 2 月に条例改正案が提出されていることを確認しているところでございます。

中平委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 22 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 22 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 23

号「長門市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 議案第 23 号の条例改正につきましては、別添の議案参考資料 9 ページに改正の趣旨及び内容等をお示ししており、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、今一度、議案第 23 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 23 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 23 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。最後に、議案第 24 号「長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 議案第 24 号の条例改正につきましては、別添の議案参考資料 10 ページに改正の趣旨及び内容等をお示ししており、特に補足説明はございません

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、今一度、議案第 24 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 24 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 24 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務民生常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 17:35 —